

第1章 航空災害対策計画

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

[住民防災課、福島北警察署、伊達地方消防組合]

第1節 航空災害予防対策

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2 応援協力体制の整備

(1) 町及び防災関係機関は、航空災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」の効果的な運用が図られるよう体制の整備に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

(2) 町、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について、必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編 第1章第7節第1 消防力の強化」及び「同章第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために、必要な措置を講じるものとする。

(2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、町消防団、自主防災会等の連携強化に努めるものとする。

5 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編 第1章第16節 防災訓練」の定めにより、町、県、防災関係機関等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第2 要配慮者対策

町は、「一般災害対策編 第1章第11節 避難対策」及び「同章第18節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、町消防団、自主防災会、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 航空災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- 1 町及び防災関係機関のとるべき措置
 - (1) 町及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統図」（別掲）及び「一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。
 - (2) 町及び伊達地方消防組合から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統-6 航空災害」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

- 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。
- 2 相互応援協力
 - (1) 町は、航空災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより、県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。
 - (2) 伊達地方消防組合は、航空災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町と調整の上、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し、応援を要請するものとする。
- 3 自衛隊の災害派遣

町は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第9節 自衛隊災害派遣」の定めにより、県知事に対して自衛隊災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

- 1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動
 - (1) 福島北警察署は、「一般災害対策編 第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。
 - (2) 町は、「一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、福島

北警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

- (3) 伊達地方消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

2 消火活動

- (1) 伊達地方消防組合等の消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

- (2) 町は、県に対して、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を要請することができる。

- (3) 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 交通規制措置

福島北警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

第5 災害広報

町は、県、防災関係機関及び航空運送事業者と相互に協力し、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第2章 鉄道災害対策計画

この計画は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

〔住民防災課、福島北警察署、伊達地方消防組合、東日本旅客鉄道(株)福島支店〕

第1節 鉄道災害予防対策

第1 鉄道交通の安全の確保

1 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、鉄道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

2 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

(1) 鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

(2) 町、県、道路管理者、鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

(1) 鉄道事業者は、「一般災害対策編 第2章第19節第6 鉄道施設応急対策（東日本旅客鉄道(株)福島支店）」の定めにより、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図るものとする。

また、町は、県及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講じるものとする。

(2) 町は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」の効果的な運用が図られるよう体制の整備に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について、必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編 第1章第7節第1 消防力の強化」及び「同章第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4 消防力の強化

(1) 鉄道事業者のとるべき措置

火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携強化に努めるものとする。

(2) 町のとるべき措置

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、町消防団、自主防災会等の連携強化に努めるものとする。

5 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編 第1章第16節 防災訓練」の定めにより、町、県、防災関係機関等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第3 要配慮者対策

町は、「一般災害対策編 第1章第11節 避難対策」及び「同章第18節

要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、町消防団、自主防災会、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 鉄道災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 鉄道事業者のとるべき措置

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに「鉄道災害情報伝達系統図」（別掲）に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関のとるべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び伊達地方消防組合から県への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとるとともに、「一般災害対策編 第2章第19節第6 鉄道施設応急対策（東日本旅客鉄道（株）福島支店）」の定めにより、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

- (1) 町は、鉄道災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより、県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。
- (2) 伊達地方消防組合は、鉄道災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町と調整の上、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し、応援を要請するものとする。

4 自衛隊の災害派遣

町は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編 第2章第9節 自衛隊災害派遣」の定めにより、県知事に対して

自衛隊災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- (1) 鉄道事業者は、消防機関、福島北警察署等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。
- (2) 町は、「一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、福島北警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- (3) 伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、町、福島北警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- (4) 福島北警察署は、「一般災害対策編 第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

2 消火活動

- (1) 鉄道事業者は、伊達地方消防組合等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置を実施するものとする。
- (2) 伊達地方消防組合等の消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 町は、県に対して、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を要請することができる。
- (4) 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 交通規制措置

福島北警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

第5 避難誘導

鉄道事業者は、旅客及び公衆等の避難について、「一般災害対策編 第2章第19節第6 鉄道施設応急対策（東日本旅客鉄道（株）福島支店）」に基づき実施するものとする。

第6 災害広報

町、県、防災関係機関及び鉄道事業者は、相互に協力し、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

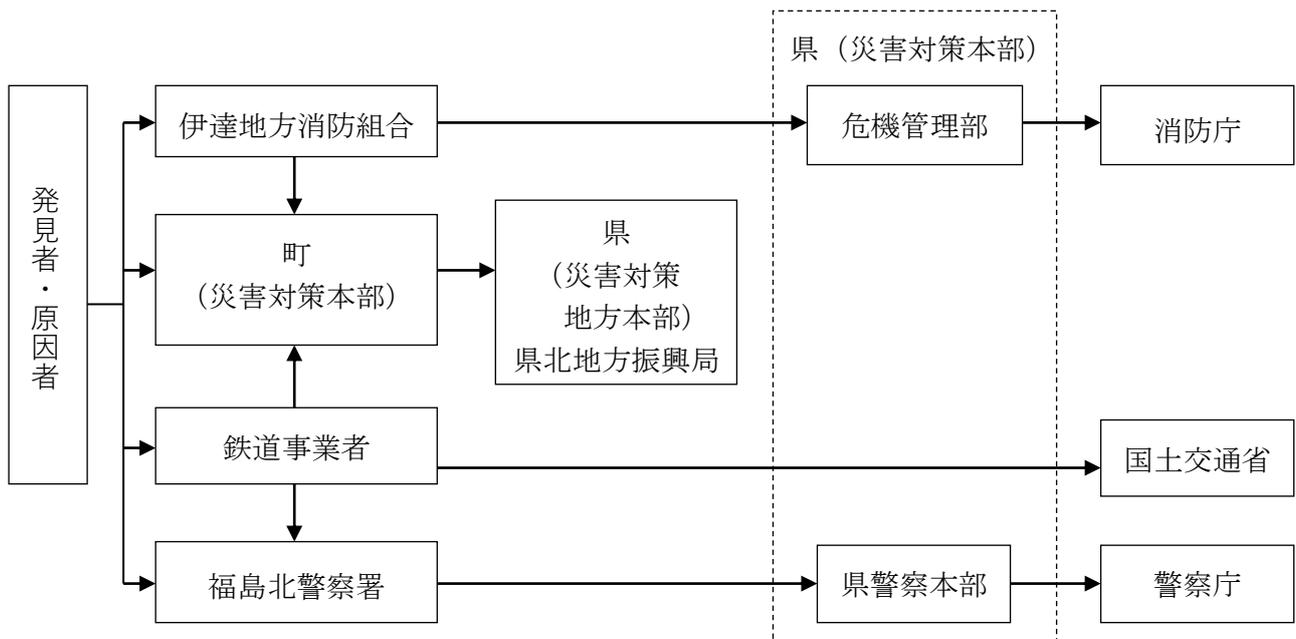
第3節 鉄道災害復旧計画

第1 鉄道事業者は、町及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

また、鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

別掲 鉄道災害情報伝達系統図



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3章 道路災害対策計画

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

〔住民防災課、建設課、福島北警察署、伊達地方消防組合、
福島河川国道事務所〕

第1節 道路災害予防対策

第1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び福島北警察署は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

第2 道路施設等の整備

- 1 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い、現況把握に努めるものとする。
- 2 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- 3 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 防災情報通信網等の整備
 - (1) 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制の整備に努めるものとする。
 - (2) 町は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。
- 2 応援協力体制の整備
 - (1) 町及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」の効果的な運用が図られるよう体制の整備に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を

講じるものとする。

- (2) 町及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について、必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編 第1章第7節第1 消防力の強化」及び「同章第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。
- (3) 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

4 消防力の強化

(1) 道路管理者のとるべき措置

消防活動について、平常時から伊達地方消防組合等との連携を強化しておくものとする。

(2) 町のとるべき措置

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、町消防団、自主防災会等の連携強化に努めるものとする。

5 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

6 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編 第1章第16節 防災訓練」の定めにより、町、県、防災関係機関等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路ふれあい月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

町は、「一般災害対策編 第1章第11節 避難対策」及び「同章第18節

要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、町消防団、自主防災会、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 道路災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに「道路災害情報伝達系統図」（別掲）に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び伊達地方消防組合から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 道路管理者の活動体制

- (1) 道路管理者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路パトロール等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

2 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

- (1) 道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、道路災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより、県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。
- (3) 伊達地方消防組合は、道路災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町と調整の上、県内全

消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し、応援を要請するものとする。

4 自衛隊の災害派遣

町は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編 第2章第9節 自衛隊災害派遣」の定めにより、県知事に対して自衛隊災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- (1) 道路管理者は、消防機関、福島北警察署等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。
- (2) 町は、「一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、福島北警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- (3) 伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、町、福島北警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- (4) 福島北警察署は、「一般災害対策編 第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

2 消火活動

- (1) 道路管理者は、伊達地方消防組合等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- (2) 伊達地方消防組合等の消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 町は、県に対して、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を要請することができる。
- (4) 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 交通規制措置

福島北警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により、危険物が流出し、又はそのおそれがある場合、伊達地方消防組合、福島北警察署、道路管理者等は、相互に協力して、「本編

第4章 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

- 1 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- 2 福島北警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設について緊急点検を行うものとする。

第7 災害広報

町、県、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力し、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

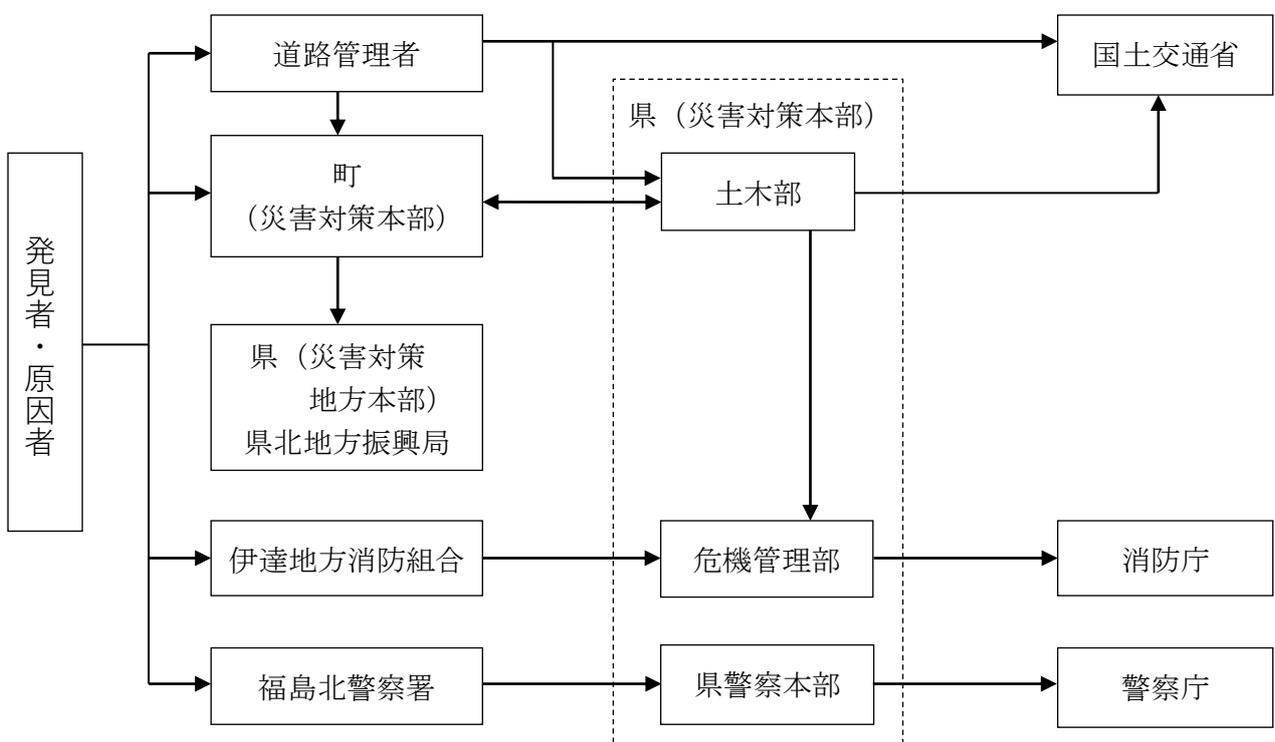
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 道路災害復旧計画

第1 道路管理者は、県、町及び関係機関と連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

別掲 道路災害情報伝達系統図



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第4章 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

〔住民防災課、福島北警察署、伊達地方消防組合、消防団、危険物取扱事業者〕

第1節 危険物等災害予防対策

第1 危険物等の定義

1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

2 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

4 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

第2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この章において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、町は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

1 危険物

（1）事業者のとるべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第1章第21節 危険物施設等災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 町のとるべき措置

町は、消防関係機関の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。

また、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

2 高圧ガス

(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

3 毒物・劇物

(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

4 火薬類

(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

(1) 町は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2 応援協力体制の整備

(1) 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

(2) 町及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」の効果的な運用が図られるよう体制の整備に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

(3) 町及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について、必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編 第1章第7節第1 消防力の強化」及び「同章第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じるものとする。

(2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(3) 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

4 消防力の強化

(1) 事業者のとるべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など、資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

(2) 町のとるべき措置

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、町消防団、自主防災会等の連携強化に努めるものとする。

5 危険物等の大量流出時における防除活動

(1) 町は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求められることができる体制の整備について支援するものとする。

(2) 伊達地方消防組合、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。

6 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章第11節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

7 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編 第1章第16節 防災訓練」の定めにより、町、県、防災関係機関等が相互に連携す

るため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

町、県及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

町は、「一般災害対策編 第1章第11節 避難対策」及び「同章第18節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、町消防団、自主防災会、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 危険物等災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに「危険物等災害情報伝達系統図」（別掲）に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関のとるべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び伊達地方消防組合から県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故・救助事故」及び「同集 報告系統—4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

- (1) 町は、危険物等災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより、県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。
- (2) 伊達地方消防組合は、危険物等災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町と調整の上、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し、応援を要請するものとする。
- (3) 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編 第2章第9節 自衛隊災害派遣」の定めにより、県

知事に対して自衛隊災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

第3 災害の拡大防止

1 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び「一般災害対策編 第2章第23節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

2 町、伊達地方消防組合等のとるべき措置

町及び伊達地方消防組合等は、関係法及び「一般災害対策編 第2章第23節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じるものとする。

第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- (1) 町は、「一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、福島北警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- (2) 伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、町、福島北警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- (3) 福島北警察署は、「一般災害対策編 第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

2 消火活動

- (1) 伊達地方消防組合等の消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 町は、県に対して、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を要請することができる。
- (3) 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第5 交通規制措置

福島北警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 事業者、消防機関、警察機関等のとるべき措置

事業者、伊達地方消防組合及び福島北警察署等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

2 町のとるべき措置

町は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じるものとする。

第7 避難誘導

1 町のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「一般災害対策編 第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し、避難指示等の必要な措置を講じるものとする。

2 要配慮者対策

町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「一般災害対策編 第2章第10節 避難」及び「同章第21節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

第8 災害広報

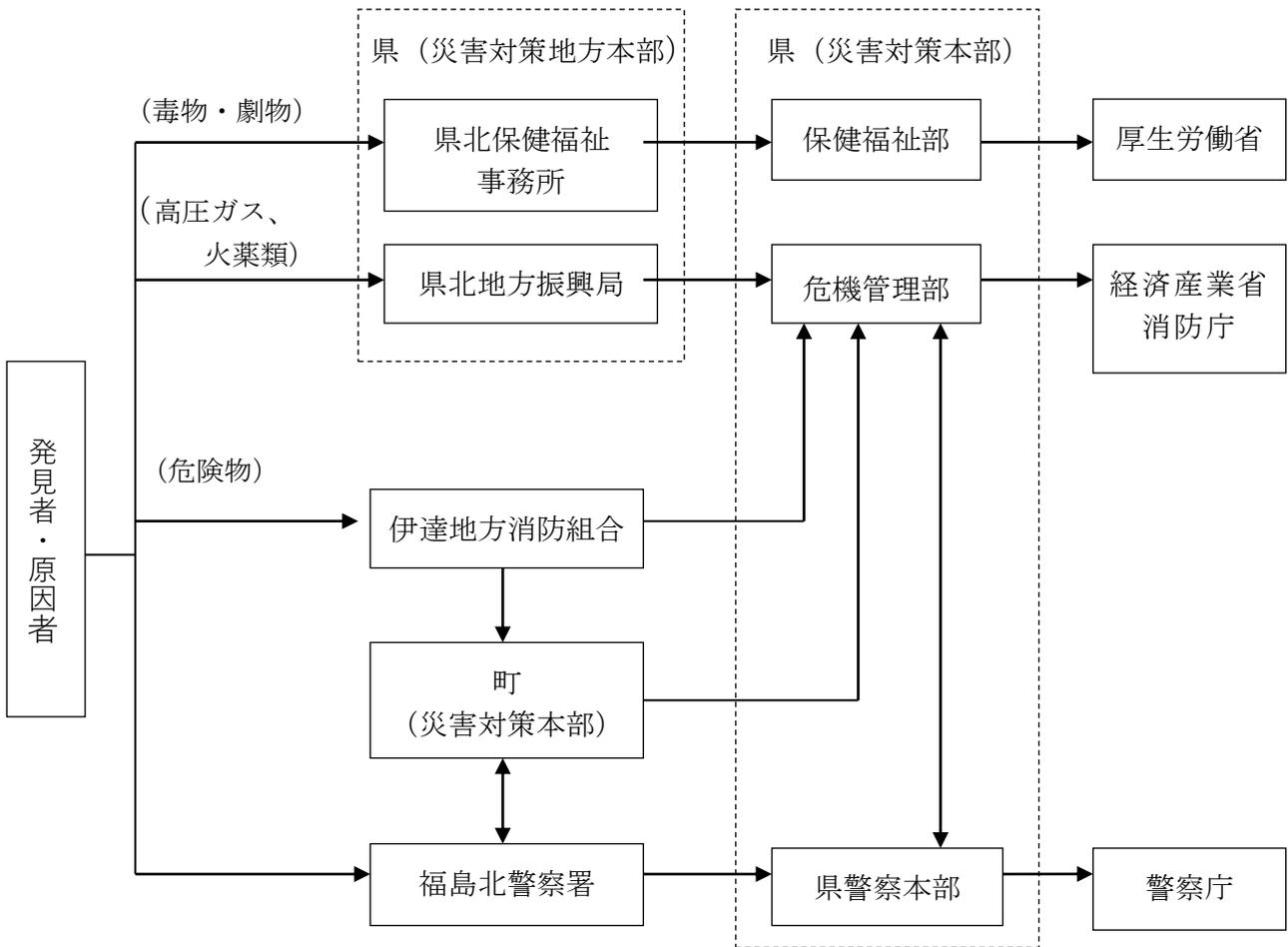
町、防災関係機関及び事業者は、相互に協力し、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 危険物等災害復旧計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

別掲 危険物等災害情報伝達系統図



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第5章 大規模な火事災害対策計画

この計画は、住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

〔住民防災課、建設課、福島北警察署、伊達地方消防組合、消防団〕

第1節 大規模な火事災害予防対策

第1 災害に強いまちづくりの形成

1 災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

(1) 市街地の整備

町は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

(2) 防災空間の整備

町は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

(3) 建築物の不燃化の推進

町は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

町、伊達地方消防組合、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

町、伊達地方消防組合、事業者等は、火事等の災害から人的、物的

損害を最小限に止めるため、学校、病院、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

伊達地方消防組合は、「一般災害対策編 第1章第7節第3 3 防火管理者制度の効果的運用」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 町は、「一般災害対策編 第1章第8節第2 特殊建築物、建築設備の防災対策」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

イ 伊達地方消防組合は、旅館、大型店舗等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導を行うものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

1 気象情報の収集及び伝達

町は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講じるものとする。

2 火災気象通報の伝達及び火災警報等

(1) 町長は、県（危機管理総室）から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2 応援協力体制の整備

(1) 町及び防災関係機関は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」の効果的な運用が図られるよう体制の整備に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要

な措置を講じるものとする。

- (2) 町及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について、必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編 第1章第7節第1 消防力の強化」及び「同章第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4 消防力の強化

(1) 町のとるべき措置

- ア 大規模な火事に備え、消火栓・防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- イ 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- ウ 伊達地方消防組合、町消防団、自主防災会等の連携強化に努めるものとする。

5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章第11節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

6 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編 第1章第16節 防災訓練」の定めにより、町、県、防災関係機関等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

町は、「一般災害対策編 第1章第11節 避難対策」及び「同章第18節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、町消防団、自主防災会、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 大規模な火事災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- 1 町及び防災関係機関のとるべき措置
 - (1) 町は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、「大規模火事災害情報伝達系統（別図1）」に基づき関係機関に伝達するとともに、「一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
 - (2) 町及び伊達地方消防組合から県への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

- 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。
- 2 相互応援協力
 - (1) 町は、火事災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより、県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。
 - (2) 伊達地方消防組合は、火事災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町と調整の上、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し、応援を要請するものとする。
- 3 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編 第2章第9節 自衛隊災害派遣」の定めにより、県知事に対して自衛隊災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

- 1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動
 - (1) 町は、「一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、福島北警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

- (2) 伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、町、福島北警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- (3) 福島北警察署は、「一般災害対策編 第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

2 消火活動

- (1) 伊達地方消防組合等の消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 町は、県に対して、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を要請することができる。
- (3) 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 交通規制措置

福島北警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

第5 避難誘導

1 町のとるべき措置

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「一般災害対策編 第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し、避難指示等の必要な措置を講じるものとする。

2 要配慮者対策

町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「一般災害対策編 第2章第10節 避難」及び「同章第21節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

第6 災害広報

町、防災関係機関及び事業者は、相互に協力し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

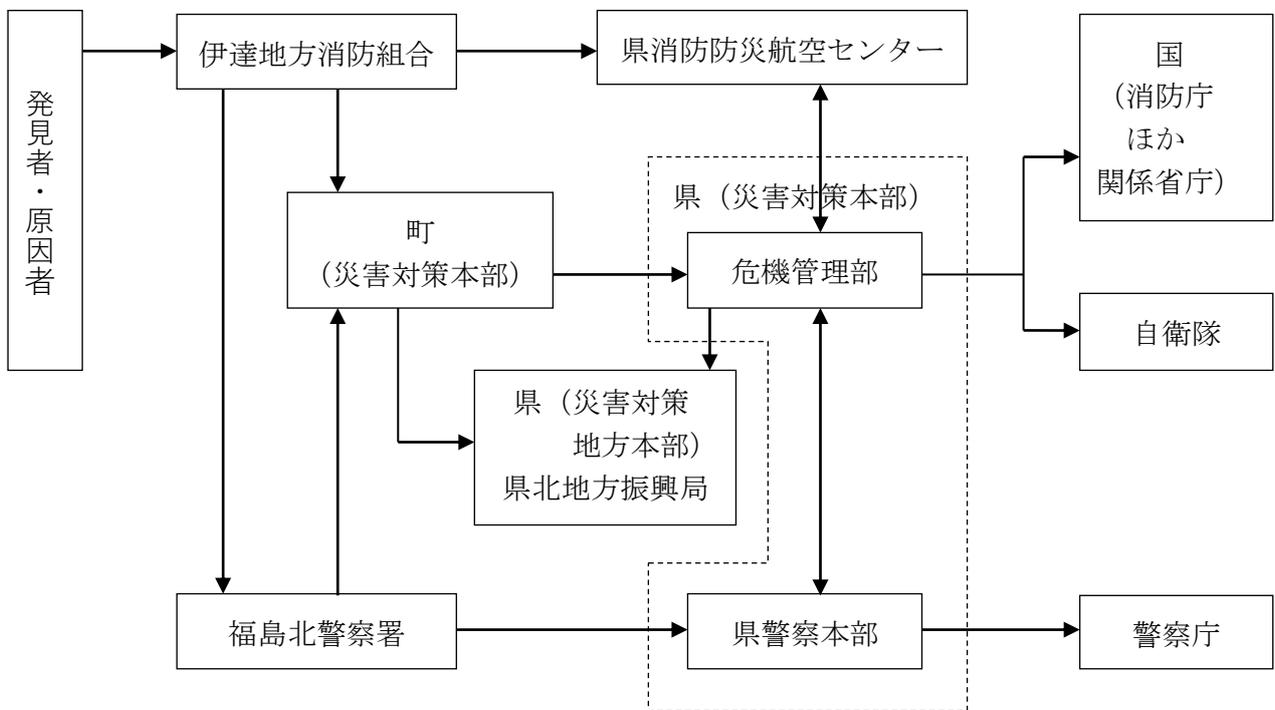
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 大規模な火事災害復旧計画

第1 町及び関係機関は、県・国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

大規模な火事災害情報伝達系統図



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第6章 林野火災対策計画

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、林業関係機関、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

〔住民防災課、産業振興課、福島県北森林組合、福島北警察署、伊達地方消防組合、消防団〕

第1節 林野火災予防対策

第1 林野火災の特性

林野火災は、発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生じる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消防活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第2 林野火災に強い地域づくり

- 1 林野火災の発生又は拡大の危険性の高い山林を有する本町は、県と協議して、地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 山林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努めるものとする。
- 3 町は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な指導、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

第3 林野火災防止のための情報の充実

町は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講じるものとする。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 町は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感

地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村に及ぶ場合があるため、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」の効果的な運用が図られるよう体制の整備に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について、必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町及び防災関係機関は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編 第1章第7節第1 消防力の強化」及び「同章第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4 消防力の強化

(1) 町のとるべき措置

- ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報器等の防火施設の整備を推進するものとする。
- イ 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- ウ 伊達地方消防組合、町消防団、自主防災会等の連携強化に努めるものとする。

5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章第11節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

6 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編 第1章第16節 防災訓練」の定めにより、町、県、防災関係機関等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第5 防災知識の普及・啓発

- 1 町は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。
- 2 伊達地方消防組合は、林野火災の未然防止のため、予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し、管理権原者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。

第6 要配慮者対策

町は、「一般災害対策 第1章第11節 避難対策」及び「同章第18節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、町消防団、自主防災会、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 林野火災応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- 1 町及び防災関係機関のとりべき措置
 - (1) 町は、「林野火災災害情報伝達系統（別図1）」に基づき関係機関に伝達するとともに、町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
 - (2) 町及び伊達地方消防組合から県への林野火災の緊急連絡は、情報連絡ルート集 報告系統—1 林野火災」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

- 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。
- 2 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、伊達地方消防組合、福島北警察署等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。
- 3 相互応援協力
 - (1) 町は、林野火災の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより、県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。
 - (2) 伊達地方消防組合は、林野火災の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町と調整の上、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し、応援を要請するものとする。
- 4 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編 第2章第9節 自衛隊災害派遣」の定めにより、県知事に対して自衛隊災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

- 1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動
 - (1) 町は、「一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、福島

北警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

- (2) 伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、町、福島北警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- (3) 福島北警察署は、「一般災害対策編 2章第13節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

2 消火活動

- (1) 町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によって、常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携の上、次の事項を検討して最善の方策を講じるものとする。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

ク 交代要員の確保

ケ 救急救護対策

コ 住民等の避難

サ 空中消火の要請

シ 空中消火資機材の手配及び消火体制

- (2) 伊達地方消防組合等の消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 町は、県に対して、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を要請することができる。
- (4) 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 交通規制措置

福島北警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第2章第13節 警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

第5 避難誘導

1 町のとるべき措置

林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「一般災害対策編 第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し、避難の勧告又は指示等の必要な措置を講じるものとする。

2 要配慮者対策

町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「一般災害対策編 第2章第10節 避難」及び「同章第21節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

3 森林内の滞在者

町、伊達地方消防組合等は、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に、速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

第6 災害広報

町、防災関係機関及び事業者は、相互に協力し、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第7 二次災害の防止

1 町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

2 町は、必要に応じて県・国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

また、できるだけ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

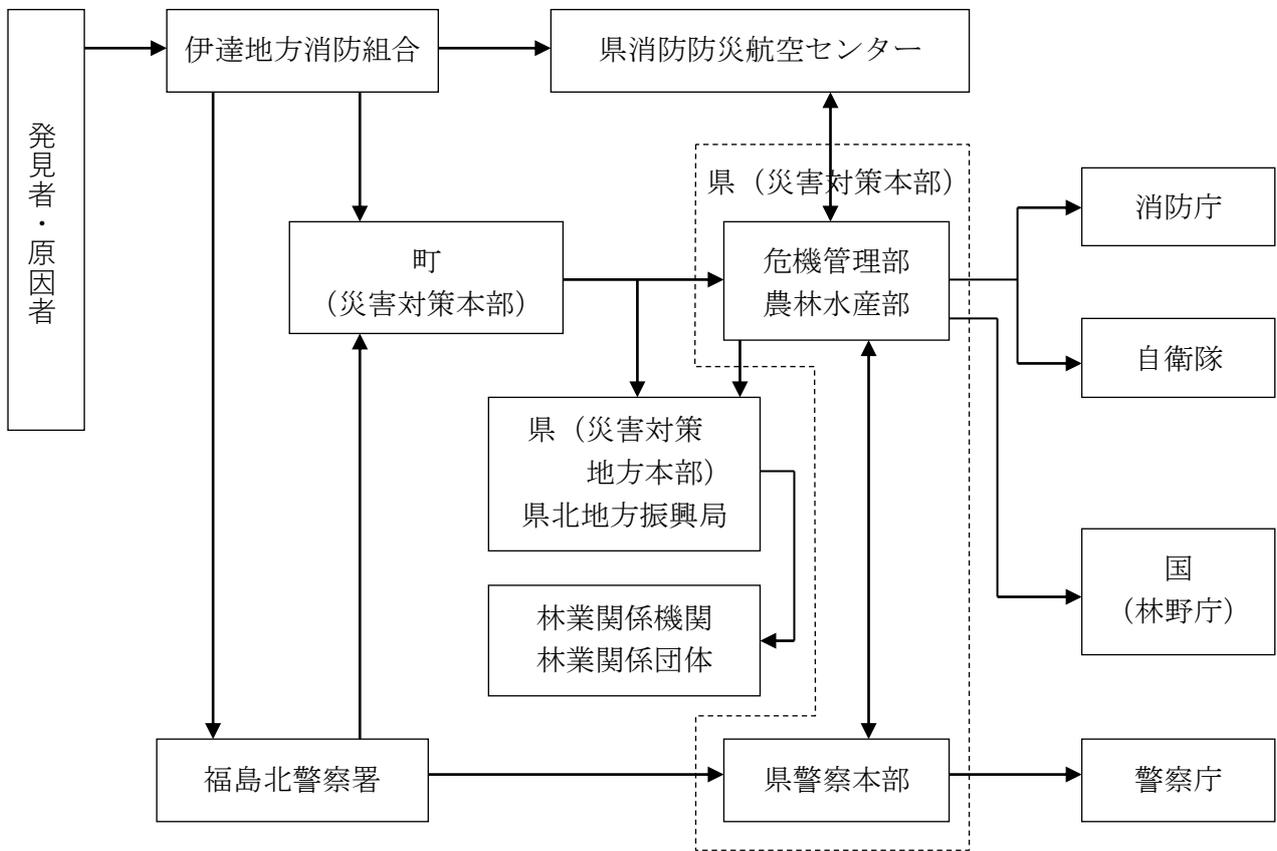
3 町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3節 林野火災復旧計画

第1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第2 町は、必要に応じて県・国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

林野火災情報伝達系統図



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第7章 原子力災害対策計画

この計画は、原発事故による原子力災害の発生による町民の健康被害を未然に防止するための対策、及び、原子力災害に関し、本町への影響が予想されるとき、又は県から原子力災害に係る特定事象発生等の情報提供があり、必要な対策を実施する必要があるときは、町内の混乱と情報の錯綜を最小限に食い止めるとともに、町民生活及び健康を保持するため対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

〔国、県、各課〕

第1節 原子力災害事前対策

第1 情報の収集

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所のほか、全国の原子力発電所の状況、町内外の施設等における各種放射線モニタリング結果等を注視し、事故の兆候がないか常に確認できる体制を整備する。

第2 災害発生時の対応体制の構築

災害発生時に迅速で正確な対応を行うため、町の関係部局間及び関係機関への連絡体制を構築する。

第3 放射線に関する学習機会の提供

原子力災害が発生した場合であっても町民が正確な知識に基づいて冷静に対応することは極めて重要であることから、平常時において放射線に係る有識者による専門的見地からの助言を得ながら、教職員や小中学生等をはじめ、広く市民に対し放射性物質や放射線、健康管理等に関する学習機会の提供を行う。

第4 避難元市町村との連携

県内外にある原子力発電所のPAZ（予防的防護措置を準備する区域：おおむね5km圏）及びUPZ（緊急時防護措置を準備する区域：おおむね30km圏）内において、住民の域内を越えた広域避難が必要となった場合、災害対策基本法（第86条の7及び第86条の8）に基づき、避難者の一時的な滞在について、避難元市町村長から（県外の場合は県知事を通じて）避難者受入れの協議があったときは、被災住民を受け入れることとなる。

域内住民の円滑な避難と避難生活中の地域コミュニティ維持を図るため、可能な限り同一の地域コミュニティ単位（町内会等）で避難ができ

るよう、あらかじめ受入施設の選定及び避難中継所の設定について、避難元市町村と調整しておくものとする。

県内については、「福島県原子力災害広域避難計画」（平成28年12月修正）に基づき、原子力災害発生時には原子力発電所関係周辺市町村の住民が本町に避難する可能性があることから、平常時からこれら市町村と連携を深めておくとともに、県等が実施する広域避難訓練に可能な範囲で協力する。

また、本県以外で原子力災害が発生した場合の本町への避難者受入についても、双方の県等が定める広域避難対策を踏まえ、あらかじめ避難元市町村と協定を締結しておくものとする。

なお、平成29年8月には、本町を含む福島県内17の市町村と茨城県日立市との間で協定を締結し、原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関して、受入体制を整備した。

第2節 原子力災害応急対策計画

第1 情報収集及び周知

- 1 情報の収集提供 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所のほか全国の原子力発電所の状況、町内外の施設等における各種放射線モニタリング結果等を注視するとともに、発生した事象の規模、想定される本町への影響、今後の見通し等について確認できる体制を整備する。

また、国により「緊急時モニタリングセンター（EMC）」が設置されるとともに県により緊急時モニタリング計画が作成された場合は、これに従い本町においても各種のモニタリング調査を迅速に行うこととし、併せて町民に情報提供する。

- 2 県からの情報への対応

- (1) 事故発電所からの特定事象発生時の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、その他必要と思われる事項について、福島県総合情報通信ネットワークシステム等により県から伝達された場合、これらの情報を庁内各課へ周知する。
- (2) 暫定的な重点地域外等の安全を確保するため、県内各地方振興局の所在地及び県境付近における空間線量率等の測定結果が福島県総合情報通信ネットワークシステム等により県から伝達されることから、これらの情報を庁内各課へ周知する。
- (3) SPEED I ネットワークシステム（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）等による放射性物質の正確な拡散予測は困難とされているが、拡散方向等の情報が提供された場合は、可能な範囲で活用する。

第2 応急対策

県内の原子力発電所関係周辺市町村又は茨城・新潟県内の関係市町村に屋内退避及び避難の決定が出された場合や本町も同様の対応が必要となった場合は、次の対策を実施する。

※原子力発電所関係周辺市町村

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する 13市町村

【いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村】

- (1) 情報収集

国、県等からの情報に基づき、発生した事故の規模、想定される本町への被害、今後の見通し等について最新で正確な情報の収集に努め、速やかに必要な情報を町民に提供する。

- (2) 飲食物、生活必需品等の供給

原発事故等発生時には、降下した放射性物質の影響による飲食物の摂取制限等が想定されるほか、県内外からの物資の流通の停止による飲食物や生活必需品等の不足も想定されることから、状況により備蓄品を町民に供給する。

(3) 広域避難に対する避難者受け入れ

広域避難に関する協定を締結した被災市町村から、広域避難に対する避難者受け入れの要請を受けた場合は、国見町地域防災計画第2編第2章第11節「避難対策」、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）及び「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、県、被災市町村に協力して、本町施設における避難所開設及び運営等を実施する。

(4) 燃料等の確保

燃料供給について、県、他自治体、及び事業者団体等に広く協力を要請する。

第3節 原子力災害復旧計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。